

# 上ノ国町 乳幼児等医療医療費の請求について

1. 上ノ国町の乳幼児等医療費については、次のとおり受給者証を発行しております。

乳幼児等医療費受給者証			
公費負担者番号		受給者番号	
9 0 0 1 0 7 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
9 1 0 1 0 7 4 4		1 2 3 4 5 6 7	
9 2 0 1 0 7 4 3		1 2 3 4 5 6 7	
受 給 者	住 所	上ノ国町字〇〇〇〇〇〇	
	氏 名	〇〇〇〇 〇〇〇〇	性別
	生 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
有 効 期 限		平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
自 己 負 担		0 円	
発行機関名 及 び 印		北 海 道 檜 山 郡 上 ノ 国 町	公印
交 付 年 月 日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	

(表面)

注意事項	
1	保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
2	受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を町長に返して下さい。
3	氏名、住所地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長に返してください。
4	加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届けて下さい。
5	この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
6	有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
7	不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。
<p>保険医療機関の皆様へ</p> <p>① 公費「90」・公費「91」が記載されている場合 公費「90」公費「91」の併用で請求してください。 (初診時一部負担金を、又は一部負担金を「91」で請求)</p> <p>② 公費「90」・公費「91」・公費「92」が記載されている場合 入院においては公費「90」と公費「91」の併用で請求してください。(初診時一部負担金、又は一部負担金を「91」で請求) 上記以外については、公費「92」で請求してください。</p> <p>③ 公費「92」が記載されている場合 公費「92」で請求してください。</p>	

(裏面)

2. 請求については、公費負担番号でレセプトにて請求してください。国保連合会への請求レセプトの参考例については、次のとおりです。

乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方の自己負担額は0円となります。

① 0歳から3歳未満の場合（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の月末までの者）

公費負担者番号	受給者番号
90010745	1234567
91010744	

レセプト例	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定なし】	【高額なし】	
レセプト例1	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定なし】	【高額なし】	
レセプト例2	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定なし】	【高額なし】	
レセプト例3	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定なし】	【高額あり】	【非課税世帯】
レセプト例4	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定あり】	【高額あり】	【非課税世帯】
レセプト例5	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定なし】	【高額あり】	【課税世帯】
レセプト例6	乳初	0歳から3歳未満	【初診料の算定あり】	【高額あり】	【課税世帯】

② 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月から6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者

公費負担者番号	受給者番号
90010745	1234567
91010744	

レセプト例	乳初	3歳以上から6歳未満	【入院外】	【初診料の算定なし】	【高額なし】
レセプト例7	乳初	3歳以上から6歳未満	【入院外】	【初診料の算定なし】	【高額なし】
レセプト例8	乳初	3歳以上から6歳未満	【入院外】	【初診料の算定あり】	【高額なし】
レセプト例9	乳課	3歳以上から6歳未満	【入院外】	【高額なし】	
レセプト例10	乳課	3歳以上から6歳未満	【入院外】	【高額あり】	
レセプト例11	乳初	3歳以上から6歳未満	【入院】	【初診料の算定なし】	【高額なし】
レセプト例12	乳初	3歳以上から6歳未満	【入院】	【初診料の算定あり】	【高額なし】
レセプト例13	乳課	3歳以上から6歳未満	【入院】	【高額なし】	
レセプト例14	乳課	3歳以上から6歳未満	【入院】	【高額あり】	

③ 6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の入院（入院のみ）

公費負担者番号	受給者番号
90010745	1234567
91010744	

レセプト例	乳初	小学生	【入院】	【初診料の算定なし】	【高額なし】
レセプト例15	乳初	小学生	【入院】	【初診料の算定なし】	【高額なし】
レセプト例16	乳初	小学生	【入院】	【初診料の算定あり】	【高額なし】
レセプト例17	乳課	小学生	【入院】	【高額なし】	
レセプト例18	乳課	小学生	【入院】	【高額あり】	

- ④ 0歳から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）  
 ＊0歳から小学生は所得制限に該当する者

公費負担者番号	受給者番号
92010744	1234567

レセプト例19	乳初	0歳から高校生	【入院】	【初診料の算定なし】	【高額なし】
レセプト例20	乳初	0歳から高校生	【入院】	【初診料の算定あり】	【高額なし】
レセプト例21	乳課	0歳から高校生	【入院】	【高額なし】	
レセプト例22	乳課	0歳から高校生	【入院】	【高額あり】	

- ⑤ 0歳から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院外のみ）  
 ＊0歳から6歳は所得制限に該当する者

公費負担者番号	受給者番号
92010744	1234567

レセプト例23	乳初	0歳から高校生まで	【入院外】	【高額なし】
レセプト例24	乳課	0歳から高校生まで	【入院外】	【高額なし】

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院外)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

**乳初** の初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求して下さい。

(中段省略)

療養の給付	保険	請求	請求点	一部負担金
			1,000	
①				
②				

**【総医療費10,000円の場合】**

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割円 = 2,000円

初診料の算定がない場合は、患者負担金が発生しませんので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院外)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初** の就学前及び小学生（入院）の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求して下さい。（初診時一部負担金を「91」で請求）

(中段省略)

療養の給付	保険	請求	請求点	一部負担金
			1,000	
公費①				580
公費②				

**【総医療費10,000円の場合】**

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割-580円 = 1,420円  
 公費91 = 580円

初診時一部負担金については、上ノ国町が負担します。実際の患者負担金は0円ですが、公費①の一部負担金欄に580円を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

**乳初** の初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求して下さい。

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				35,400	公費①	
	公費②				公費②				

**【総医療費500,000円（低所得者世帯）の場合】**  
 保険 500,000円×8割 = 400,000円  
 公費90 = 35,400円  
 高額現物 500,000円×2割-35,400円 = 64,600円

初診料の算定がない場合は、患者負担金が発生しませんので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初** の就学前及び小学生（入院）の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求して下さい。（初診時一部負担金を「91」で請求）

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				35,400	公費①	
	公費②			580	公費②				

**【総医療費500,000円（低所得者世帯）の場合】**  
 保険 500,000円×8割 = 400,000円  
 公費90 35,400円-580円 = 34,820円  
 公費91 = 580円  
 高額現物 500,000円×2割-35,400円 = 64,600円

初診時一部負担金については、上ノ国町が負担します。実際の患者負担金は0円ですが、公費①の一部負担金欄に580円を記載します。

レセプト例5 **乳初** 0歳から3歳未満 【初診料の算定なし】 【高額あり】 【課税世帯】  
 医科入院 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の月末までの者

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

**乳初** の初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求して下さい。

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				82,430	公費①	
	公費②				公費②				

**【総医療費500,000円（課税世帯）の場合】**

保険 500,000円×8割 = 400,000円  
 公費90 = 82,430円  
 高額現物 500,000円×2割-82,430円 = 17,570円

初診料の算定がない場合は、患者負担金が発生しませんので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

レセプト例6 **乳初** 0歳から3歳未満 【初診料の算定あり】 【高額あり】 【課税世帯】  
 医科入院 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の月末までの者

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初** の就学前及び小学生（入院）の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求して下さい。（初診時一部負担金を「91」で請求）

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				82,430	公費①	
	公費②			580	公費②				

**【総医療費500,000円（課税世帯）の場合】**

保険 500,000円×8割 = 400,000円  
 公費90 82,430円-580円 = 81,850円  
 公費91 = 580円  
 高額現物 500,000円×2割-82,430円 = 17,570円

初診時一部負担金については、上ノ国町が負担します。実際の患者負担金は0円ですが、公費①の一部負担金欄に580円を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院外)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

**乳初** の初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求して下さい。

(中段省略)

療養の給付	保険	請求	請求点	一部負担金
			1,000	
①	②			

**【総医療費10,000円の場合】**

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割円 = 2,000円

初診料の算定がない場合は、患者負担金が発生しませんので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院外)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初** の就学前及び小学生(入院)の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求して下さい。(初診時一部負担金を「91」で請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求	請求点	一部負担金
			1,000	
①	②			580

**【総医療費10,000円の場合】**

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割-580円 = 1,420円  
 公費91 = 580円

初診時一部負担金については、上ノ国町が負担します。実際の患者負担金は0円ですが、公費①の一部負担金欄に580円を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院外)

—	9 0 0 1 0 7 4 5	—	1 2 3 4 5 6 7
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

乳初の3歳から就学前及び小学生の入院においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。(一部負担金1割分を「91」で請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求	請求点	一部負担金
			1,000	
①				1,000
②				

**【総医療費10,000円の場合】**  
 保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×1割 = 1,000円  
 公費91 10,000円×1割 = 1,000円

北海道の基準で発生する患者負担分の1割相当額(12,000円を限度)を上ノ国町が助成することになるため、実際の患者負担は発生しませんが、公費①の一部負担金欄に患者負担分の1割相当額(12,000円を限度)を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院外)

—	9 0 0 1 0 7 4 5	—	1 2 3 4 5 6 7
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

乳初の3歳から就学前及び小学生の入院においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。(一部負担金1割分を「91」で請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求	請求点	一部負担金
			5,000	
公費①				12,000
公費②				

**【総医療費500,000円の場合】**  
 保険 500,000円×8割 = 400,000円  
 公費90 82,430円-12,000円 = 70,430円  
 公費91 = 12,000円  
 高額現物 500,000円×2割-82,430円 = 17,570円

北海道の基準で発生する患者負担分の1割相当額(12,000円を限度)を上ノ国町が助成することになるため、実際の患者負担は発生しませんが、公費①の一部負担金欄に患者負担分の1割相当額(12,000円を限度)を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—		—	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

**乳初** の初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求して下さい。

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	10,000					公費①	
	公費②				公費②				

**【総医療費10,000円(低所得者世帯)の場合】**  
 保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割 = 2,000円

初診料の算定がない場合は、患者負担金が発生しませんので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—		—	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初** の就学前及び小学生(入院)の初診時には、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求して下さい。(初診時一部負担金を「91」で請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	1,000				580	公費①	
	公費②				公費②				

**【総医療費10,000円(低所得者世帯)の場合】**  
 保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割-580円 = 1,420円  
 公費91 = 580円

初診時一部負担金については、上ノ国町が負担しますので、実際の患者負担金は0円ですが、公費①の一部負担金欄に580円を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—	9 0 0 1 0 7 4 5	—	1 2 3 4 5 6 7
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 0 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

乳初 の3歳から就学前及び小学生の入院においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。(一部負担金1割分を「91」で請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	10,000					1,000	公費①
	公費②				公費②				

【総医療費10,000円の場合】

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×1割 = 1,000円  
 公費91 10,000円×1割 = 1,000円

北海道の基準で発生する患者負担分の1割相当額(44,400円を限度)を上ノ国町が助成することになるため、実際の患者負担は発生しませんが、公費①の一部負担金欄に患者負担分の1割相当額(44,400円を限度)を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—	9 0 0 1 0 7 4 5	—	1 2 3 4 5 6 7
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

乳初 の3歳から就学前及び小学生の入院においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。(一部負担金1割分を「91」で請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				82,430	44,400	公費①
	公費②				公費②				

【総医療費500,000円の場合】

保険 500,000円×8割 = 400,000円  
 公費90 82,430円-44,400円 = 38,030円  
 公費91 = 44,400円  
 高額現物 500,000円×2割-82,430円 = 17,570円

北海道の基準で発生する患者負担分の1割相当額(44,400円を限度)を上ノ国町が助成することになるため、実際の患者負担は発生しませんが、公費①の一部負担金欄に患者負担分の1割相当額(44,400円を限度)を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

**乳初** の就学前及び小学生（入院）の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。（初診時一部負担金を「91」で請求）

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	10,000					公費①	
	公費②				公費②				

**【総医療費10,000円（低所得者世帯）の場合】**

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割 = 2,000円

初診料の算定がない場合は、患者負担金が発生しませんので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

-		-	
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

(中段省略)

**乳初** の就学前及び小学生（入院）の初診時においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。（初診時一部負担金を「91」で請求）

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	1,000				580	公費①	
	公費②				公費②				

**【総医療費10,000円（低所得者世帯）の場合】**

保険 10,000円×8割 = 8,000円  
 公費90 10,000円×2割-580円 = 1,420円  
 公費91 = 580円

初診時一部負担金については、上ノ国町が負担しますので、実際の患者負担金は0円ですが、公費①の一部負担金欄に580円を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—	—	—	—
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初**の3歳から就学前及び小学生の入院においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。（一部負担金1割分を「91」で請求）

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	10,000					1,000	公費①
	公費②				公費②				

**【総医療費10,000円の場合】**

保険 10,000円×7割 = 7,000円  
 公費90 10,000円×2割 = 2,000円  
 公費91 10,000円×1割 = 1,000円

北海道の基準で発生する患者負担分の1割相当額（44,400円を限度）を上ノ国町が助成することになるため、実際の患者負担は発生しませんが、公費①の一部負担金欄に患者負担分の1割相当額（44,400円を限度）を記載します。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—	—	—	—
公負①	9 0 0 1 0 7 4 5	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②	9 1 0 1 0 7 4 4	公受②	1 2 3 4 5 6 7

**乳初**の3歳から就学前及び小学生の入院においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。（一部負担金1割分を「91」で請求）

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				82,430	44,400	公費①
	公費②				公費②				

**【総医療費500,000円の場合】**

保険 500,000円×7割 = 350,000円  
 公費90 82,430円－44,400円 = 38,030円  
 公費91 = 44,400円  
 高額現物 500,000円×3割－82,430円 = 67,570円

北海道の基準で発生する患者負担分の1割相当額（44,400円を限度）を上ノ国町が助成することになるため、実際の患者負担は発生しませんが、公費①の一部負担金欄に患者負担分の1割相当額（44,400円を限度）を記載します。

レセプト例 19  
医科入院



0歳から高校生 【入院】 【初診料の算定なし】 【高額なし】  
\* 0歳から小学生は所得制限に該当する者

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
(医科入院)

—	—	—	—
公負①	9 2 0 1 0 7 4 3	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

乳課・乳課の小学生の入院外及び公費「92」のみの方  
(0歳から高校生等)においては、医療保険と公費「92」の  
併用で請求してください。(一部負担金3割分を「92」で  
請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	10,000					公費①	
	公費②				公費②				

【総医療費10,000円(低所得者世帯)の場合】

保険 10,000円×7割 = 7,000円  
公費92 10,000円×3割 = 3,000円

患者負担分を上ノ国町が全額負担しますので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

レセプト例 20  
医科入院



0歳から高校生 【入院】 【初診料の算定あり】 【高額なし】  
\* 0歳から小学生は所得制限に該当する者

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
(医科入院)

—	—	—	—
公負①	9 2 0 1 0 7 4 3	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

乳課・乳課の小学生の入院外及び公費「92」のみの方  
(0歳から高校生等)においては、医療保険と公費「92」の  
併用で請求してください。(一部負担金3割分を「92」で  
請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	1,000					公費①	
	公費②				公費②				

【総医療費10,000円(低所得者世帯)の場合】

保険 10,000円×7割 = 3,000円  
公費92 10,000円×3割 = 3,000円

患者負担分を上ノ国町が全額負担しますので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—		—	
公負①	9 2 0 1 0 7 4 3	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

乳課・乳課の小学生の入院外及び公費「92」のみの方  
 (0歳から高校生等)においては、医療保険と公費「92」の  
 併用で請求してください。(一部負担金3割分を「92」で  
 請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	10,000					公費①	
	公費②				公費②				

【総医療費10,000円の場合】

保険 10,000円×7割 = 7,000円  
 公費92 10,000円×3割 = 3,000円

患者負担分を上ノ国町が全額負担しますので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
 (医科入院)

—		—	
公負①	9 2 0 1 0 7 4 3	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

乳課・乳課の小学生の入院外及び公費「92」のみの方  
 (0歳から高校生等)においては、医療保険と公費「92」の  
 併用で請求してください。(一部負担金3割分を「92」で  
 請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養	保険	請求点	※決定点	(標準負担額) 円
		公費①	50,000				82,430	公費①	
	公費②				公費②				

【総医療費500,000円の場合】

保険 500,000円×7割 = 350,000円  
 公費92 = 82,430円  
 高額現物 500,000円×3割-82,430円 = 67,570円

患者負担分を上ノ国町が全額負担しますので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

レセプト例 2 3  
医科入院外



0歳から高校生まで 【入院外】 【高額なし】  
\* 0歳から6歳は所得制限に該当する者

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
(医科入院外)

—		—	
公負①	9 2 0 1 0 7 4 3	公受①	1 2 3 4 5 6 7
公負②		公受②	

乳課・乳課の小学生の入院外及び公費「92」のみの方  
(0歳から高校生等)においては、医療保険と公費「92」の  
併用で請求してください。(一部負担金3割分を「92」で  
請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請 求	請 求 点	一部負担金
		①	1,000	
	②			

【総医療費10,000円の場合】

保険 10,000円×7割 = 7,000円  
公費92 10,000円×3割円 = 3,000円

患者負担分を上ノ国町が全額負担しますので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。

レセプト例 2 4  
医科入院外



0歳から高校生まで 【入院外】 【高額なし】  
\* 0歳から6歳は所得制限に該当する者

診療報酬明細書 平成XX年XX月分 県番：01  
(医科入院外)

—		—	
公負①	9 2 0 1 0 7 4 3	公受①	
公負②		公受②	

乳課・乳課の小学生の入院外及び公費「92」のみの方  
(0歳から高校生等)においては、医療保険と公費「92」の  
併用で請求してください。(一部負担金3割分を「92」で  
請求)

(中段省略)

療養の給付	保険	請 求	請 求 点	一部負担金
		公費①	1,000	
	公費②			

【総医療費10,000円の場合】

保険 10,000円×7割 = 7,000円  
公費92 10,000円×3割円 = 3,000円

患者負担分を上ノ国町が全額負担しますので、公費①の一部負担金欄には記載の必要はありません。